

**令和 7 年度島しょ型エネルギー社会基盤構築事業
(洋上風力発電導入可能性検討調査) 業務委託
企画提案仕様書**

1 委託業務の名称

令和 7 年度島しょ型エネルギー社会基盤構築事業（洋上風力発電導入可能性検討調査）業務委託

2 委託業務の期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 13 日まで

3 業務目的

沖縄県は、令和 3 年 3 月に 2050 年度脱炭素社会の実現に向け、新たな県のエネルギー計画となる「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」（以下「イニシアティブ」という。）を策定した。また、令和 4 年 3 月には、脱炭素に向けた世界的な潮流や国の動向等を踏まえ、本イニシアティブを改定し、各数値目標（①再生可能エネルギー電源比率、②水素・アンモニア電源比率、③エネルギー自給率）の見直し及びアクションプランの強化等を行った。

このような中、県では、本イニシアティブで掲げる数値目標達成に向け、クリーンエネルギー導入拡大に向けた施策展開として、島しょ型エネルギー社会基盤構築事業に取り組んでいるところである。

本業務では、本イニシアティブで掲げる数値目標を達成するため、令和 6 年度までの調査により絞り込んだ洋上風力発電の調査海域に隣接する市町村や先行利用している地域関係者に対し、会合等を通じて同発電に関する理解促進等を図るとともに、地域課題や合意形成に必要な要件等を把握したうえで、同海域の中から有望なエリアを特定することを目的とする。

「財政支援の活用促進」等を積極的に展開し、地域特性にあったクリーンエネルギー導入拡大の民間投資を誘発

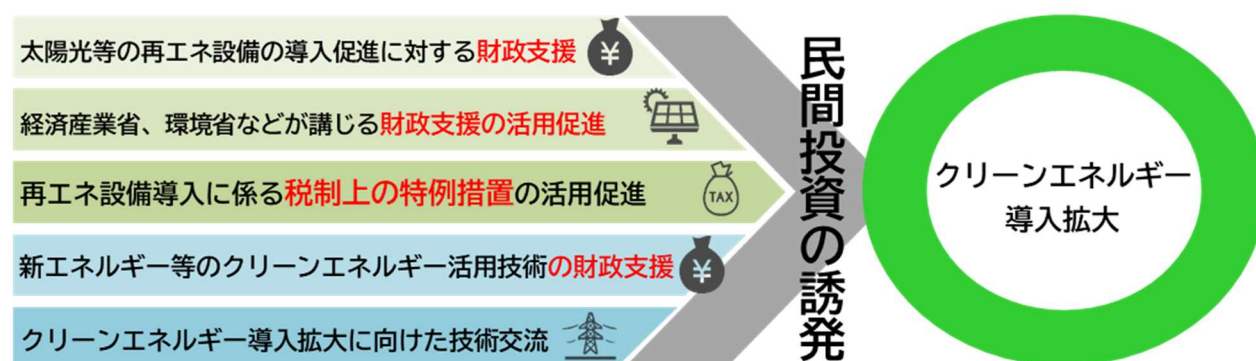


図 1 島しょ型エネルギー社会基盤構築事業のイメージ

4 対象とする再生可能エネルギー種別

洋上風力発電

5 対象力所

令和6年度までの調査により絞り込んだ洋上風力発電導入可能性調査各ゾーン

6 業務内容

(1) 計画準備

令和6年度までの調査結果を踏まえた上で、事業者は本業務を円滑に実施するため、必要かつ十分な作業体制を構築し、業務の目的、位置づけ、役割等を明記した実施計画書を作成し、業務の工程計画を立案するものとする。主な業務は以下のとおり。

- 1) 業務の条件整理
- 2) 実施スケジュールの作成

スケジュール例

	令和7年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(2) 1) 洋上風力発電調査研究に関する会合												
① 地域課題等の把握				●								
② (2) 2)、(2) 3)の結果共有及び(3)の特定に向けた意見聴取							●					
③ (3)有望エリアの結果等の共有										●		
(2) 2) 地域関係者の理解促進に向けた会合の運営					●							
(2) 3) 住民の理解促進に向けた説明会の運営						●						
(3) 有望エリアの特定								●				
(4) 利害関係者の更なる特定									●			

(2) 市町村や地域関係者への理解促進等

洋上風力発電の導入促進にあたり関係市町村や先行利用者を含めた地域の関係者の機運醸成や理解促進を図るとともに、合意に必要な要件等を把握する。主な業務は以下のとおり。

- 1) 洋上風力発電調査研究に関する会合の運営 年2回若しくは3回 3地域

①市町村職員を中心に2)、3)の会合等に必要となる以下の情報等を把握する。

- ・ 地域課題
- ・ 招集すべき地域関係者、住民
- ・ 留意すべきエリア 等

②2)、3)の会合、説明会で収集した情報の共有及び、(3)有望エリア特定に向けた意見聴取

③(3)有望エリアの結果等の共有

- 2) 地域関係者の理解促進に向けた会合の運営 年1回 3地域(※)

- 3) 住民の理解促進に向けた説明会の運営 年1回 3地域(※)

※ 市町村数が多い場合等は2回に分けて行う等、適宜対応する事。

(3) 有望エリアの特定

調査海域において、課題条件の低さや事業性の高さ等を総合的に評価し、具体的なエリアを特定する。主な業務は以下のとおり。

- 1) ゾーニング結果を踏まえた区域設定
- 2) 合意形成のために、追加的な環境情報の収集
- 3) 区域設定に向けた地域関係者等との合意

(4) 利害関係者の更なる特定

(3)で特定したエリアにおいて、更なる利害関係者の特定を行うこととする。主な業務は以下のとおり。

- 1) すでに把握している利害関係者や関係市町村等へのヒアリング

(5) 「都道府県の情報提供書」の項目にある情報の整理及び収集

再エネ海域利用法に基づく促進区域指定に向けた「都道府県の情報提供書」の項目にある情報の整理及び収集を行う。

(6) 成果報告書作成

本業務の報告書を作成する。報告書の構成や内容等については、発注者と協議して決定するものとする。

(7) 打ち合わせ協議

業務期間中に適宜、発注者と打合せを行う。

7 活動及び成果指標等

本事業では、下記の計画等で活動及び成果指標を設定していることから、活動及び成果指標の達成に向けた取組を実施する。

① 本事業の活動指標

- ・洋上風力発電調査研究に関する会合の運営 6回以上
- ・地域関係者の理解促進に向けた会合の運営 3回以上
- ・住民の理解促進に向けた説明会の運営 3回以上

② 本事業の成果指標

有望エリアの特定及び調査海域における理解醸成(※)

※「住民の理解促進に向けた説明会の運営」においてアンケートを実施する等し、分析すること。

8 対象経費

(1) 経費の内容

対象経費については、「令和7年度島しょ型エネルギー社会基盤構築事業（洋上風力発電導入可能性検討調査）業務委託 委託費積算基準」〔別紙1〕のとおりとする。

(2) 経費処理について

別途定める「手引き」により、節減に努めつつ、効率的に業務を実施し、適正に経理処理を行うこと。

9 委託業務の経理

本委託業務は、事業完了時に、契約金額の範囲内で、事業の実施に要した経費を精算するものであるため、以下の点に留意して経理を行うこと。

- 1) 委託業務が完了した際には、事業完了報告書を提出すること。
- 2) 委託業務に係る支出には、全て、支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類（領収書や納品書等、人件費については出勤簿や業務日誌等の事業に従事したことがわかる書類）が必要であり、精算の際には沖縄県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものであること。
- 3) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の事業と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- 4) 委託業務にかかる支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるよう整理し保管しておくこと。
- 5) 委託料の支払いについては、精算払いを原則とし、必要に応じて概算払いに応じるものであること。ただし、概算払いを希望する場合は、年間の事業計画に即して概算支払請求計画書（様式任意）を作成し、契約締結までに沖縄県に提示すること。
- 6) 委託業務の実施にあたって、財産（備品）の取得は原則として認めないものとする。
- 7) 事業費として計上できない経費
 - 建物等施設に関する経費
 - 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - その他事業に関係のない経費

10 再委託の制限について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

<契約の主たる部分>

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務その他、沖縄県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

受託者は、本事業の企画提案応募者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に

契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

受託者は、本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

＜再委託により履行することのできる業務の範囲＞

ア 契約金額の50%を超えない業務で、次に掲げるもの

(ア) 制度の周知に係るメディア等素材のデザイン、出稿

(イ) 受託者では対応困難な資格及び専門的知識が必要な業務

(ウ) その他、上記以外に沖縄県と別途協議を行った業務

(4) 再委託の承認

受託者は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による沖縄県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

＜その他、簡易な業務＞

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力及び集計
- ・ 1件10万円未満の簡易な業務
- ・ その他、上記以外に容易かつ簡易であり、沖縄県と別途協議を行った業務

11 事業の成果品及び著作権

(1) 成果物の体裁、提出部数等

- 1) 成果報告書 A4版（紙媒体） 5部
- 2) 上記1)に係る電子記録（テキスト情報化したPDF形式等） 1式

(2) 提出期限

令和8年3月13日（金曜日）

※ 成果報告書には、沖縄県ホームページ等で公表可能な概要版を添付すること。なお、概要版は個別企業名が特定されないよう処理すること。

※ 本委託業務により得られた成果物、資料、情報等は、沖縄県の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

※ 事業完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

※ 成果物（本委託業務において作成するパンフレット等を含む。）の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。

※ 本委託業務の成果物は公開を前提としており、第三者の著作権等その他の権利に抵触するも

のについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

(3) 成果物のオープンデータ化について

成果品については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

ア 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、図・表等の集計前の Excel や CSV ファイル（文字コード：UTF-8（BOM 無し））等も併せて提出すること。

※構造化とは、Excel や CSV ファイルにある「列」や「行」の概念によって、どこにどのようなデータがあるか整理された状態のこと。

イ PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること（単なるスキャンデータや画像形式等、文字認識ができないファイルはオープンデータには不向きのため、必ず文字認識ができるデータ形式にて納品されるようにすること。）。

また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。

ウ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

※成果品に係る著作権者人格権を行使しないこと。

12 その他

- 1) 受託者は、業務遂行に当たって、県と緊密な連携をもって行わなければならない。
- 2) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- 3) 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、県と受託者の双方が協議の上、定めるものとする。

13 留意事項

- 1) 本仕様書の内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

令和 7 年度島しょ型エネルギー社会基盤構築事業
 (洋上風力発電導入可能性検討調査) 業務委託
 委託費積算基準

1 委託費の範囲

経費算定の対象とする支出額は、委託期間内に発生し、かつ原則として、委託期間内に支払われた経費とし、委託期間外に発生又は支払われた経費は認めないものとする。

2 経費区分

本事業で計上できる経費は以下の通りとする。

経費項目	内容
I 直接人件費	
人件費	業務に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II 事業費	
旅費	委託業務を実施するため特に必要とした旅費、滞在費、交通費
消耗品費	消耗品等（諸経費の中の一般管理費で購入するものを除く。）の購入に要する経費
補助員人件費	事業の直接従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費
謝金	事業を行うために必要な謝金（委員謝金等）
会議費	事業（会議、講演会、シンポジウムなど）を行うために必要な会場借料など
借料及び賃料	事業を行うために必要なリース・レンタルに要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの
III 間接経費	業務を行うために必要な経費であって、本事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費 $((I. 人件費 + II. 事業費) \times 10/100)$ 以内で計上する（小数点以下切り捨て）
IV 再委託費	沖縄県との取り決めにおいて、受託事業者が本事業の一部を他者に行わせる（委任、準委任及び外注する）ために必要な経費 ※当該経費の算定にあたっては、上記 I、II の項目に準じて行う ※仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も該当する。 (例) ソフトウェア開発、パンフレットの製作、番組コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等
V 消費税及び地方消費税	上記 I ～IV の項目は、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額を計上（円未満切り捨て）